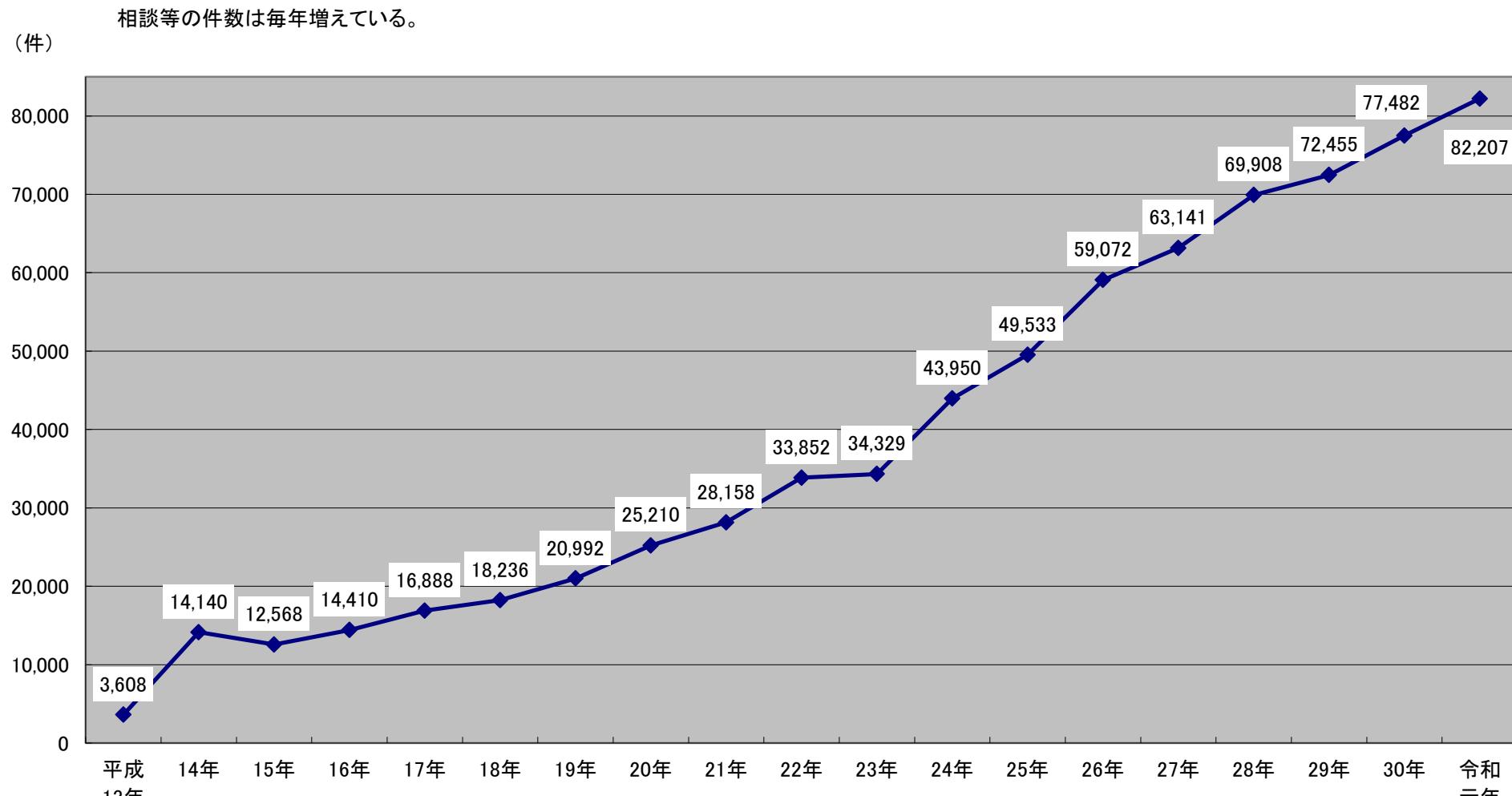


配偶者からの暴力事案等の相談等状況の推移(全国)



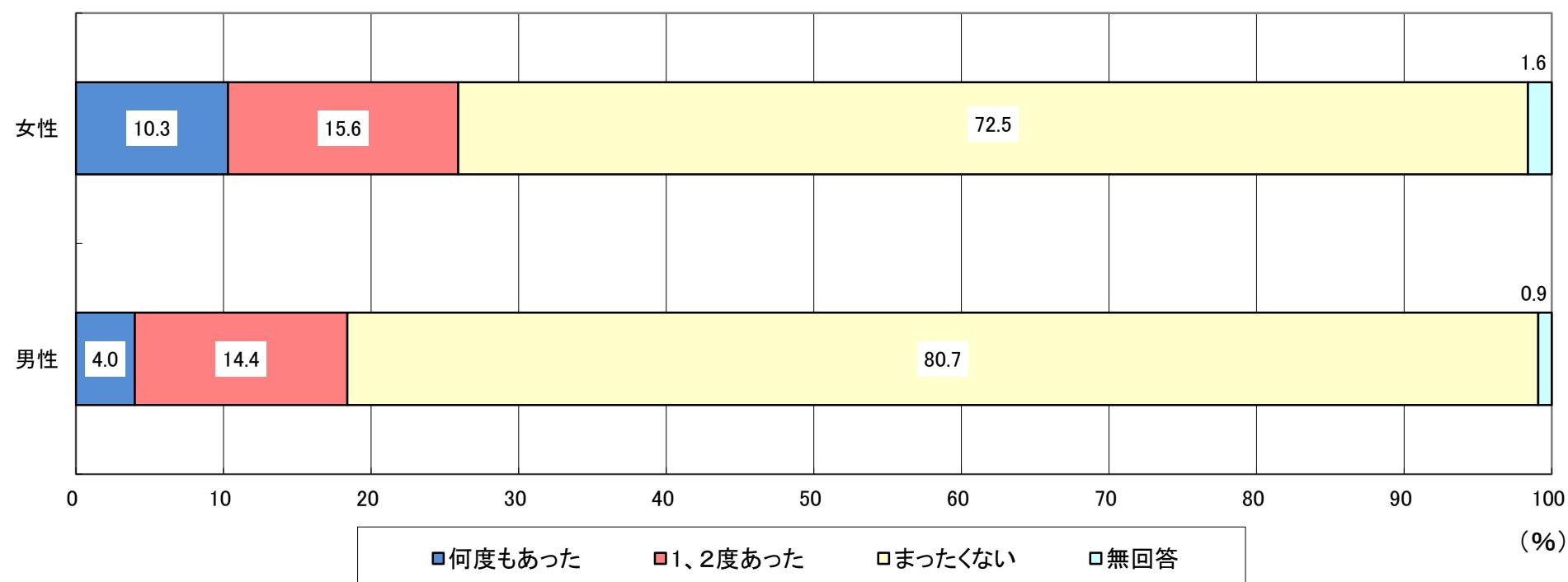
資料:警察庁資料による。配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数。

注)平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日(10月13日)以降の件数。その後法改正により、離婚後引き続き暴力を受けた事案、生命等に対する脅迫を受けた事案、生活の拠点を共にする交際相手からの暴力事案も含めた件数。

配偶者からの暴力の被害経験(令和2年:全国)

(配偶者から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことのある人の割合)

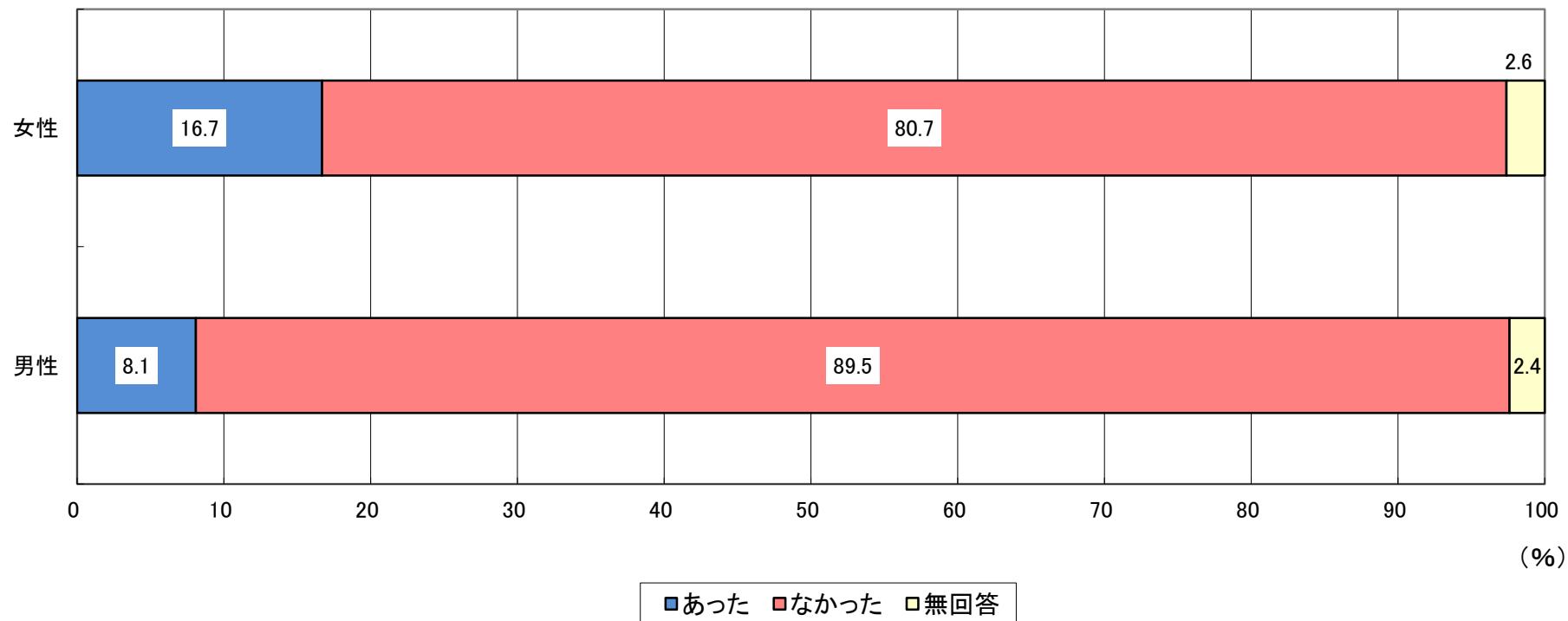
配偶者から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことのある女性は、「何度もあった」、「1、2度あった」をあわせて25.9%にのぼり、女性の約4人に1人が配偶者から暴力を受けた経験がある。一方、配偶者からの暴力被害の経験がある男性は、「何度もあった」、「1、2度あった」をあわせても18.4%にとどまる。



資料:内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」(令和2年調査)による。

交際相手からの暴力の被害経験(令和2年:全国)
(交際相手から「身体的暴力」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことのある人の割合)

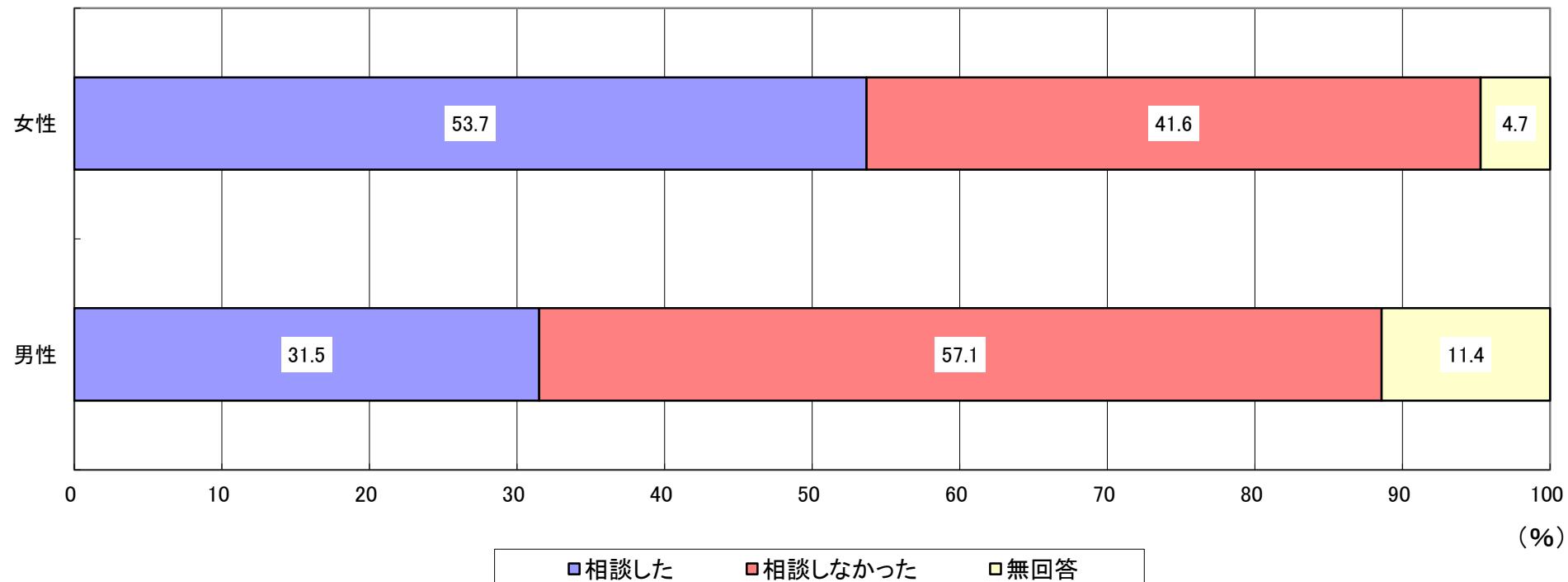
交際相手から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」のいずれか1つでも受けたことのある人は、女性では6人に1人なのに対し、男性は12人に1人にとどまっている。



資料：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」(令和2年調査)による。

配偶者からの暴力の相談経験（令和2年：全国）

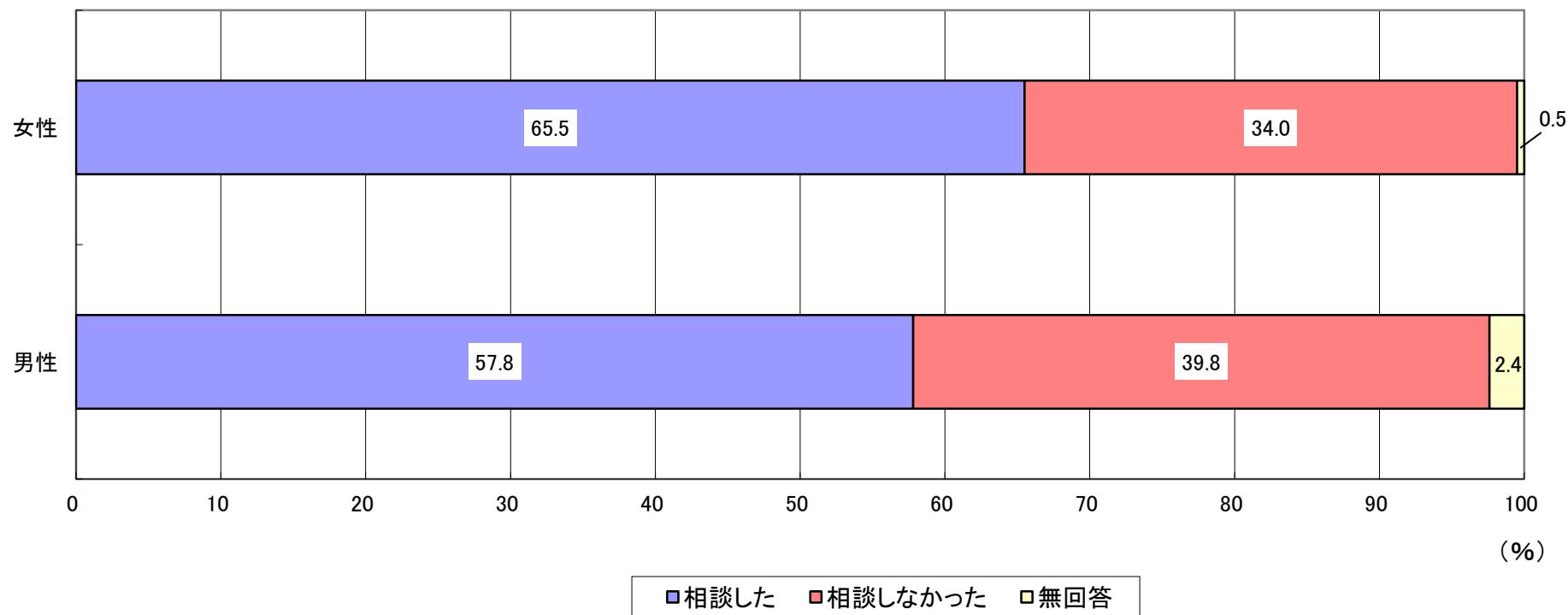
被害を受けた女性の約4割、男性の約6割はどこにも相談していない。



資料：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（令和2年調査）による。

交際相手からの暴力の相談経験（令和2年：全国）

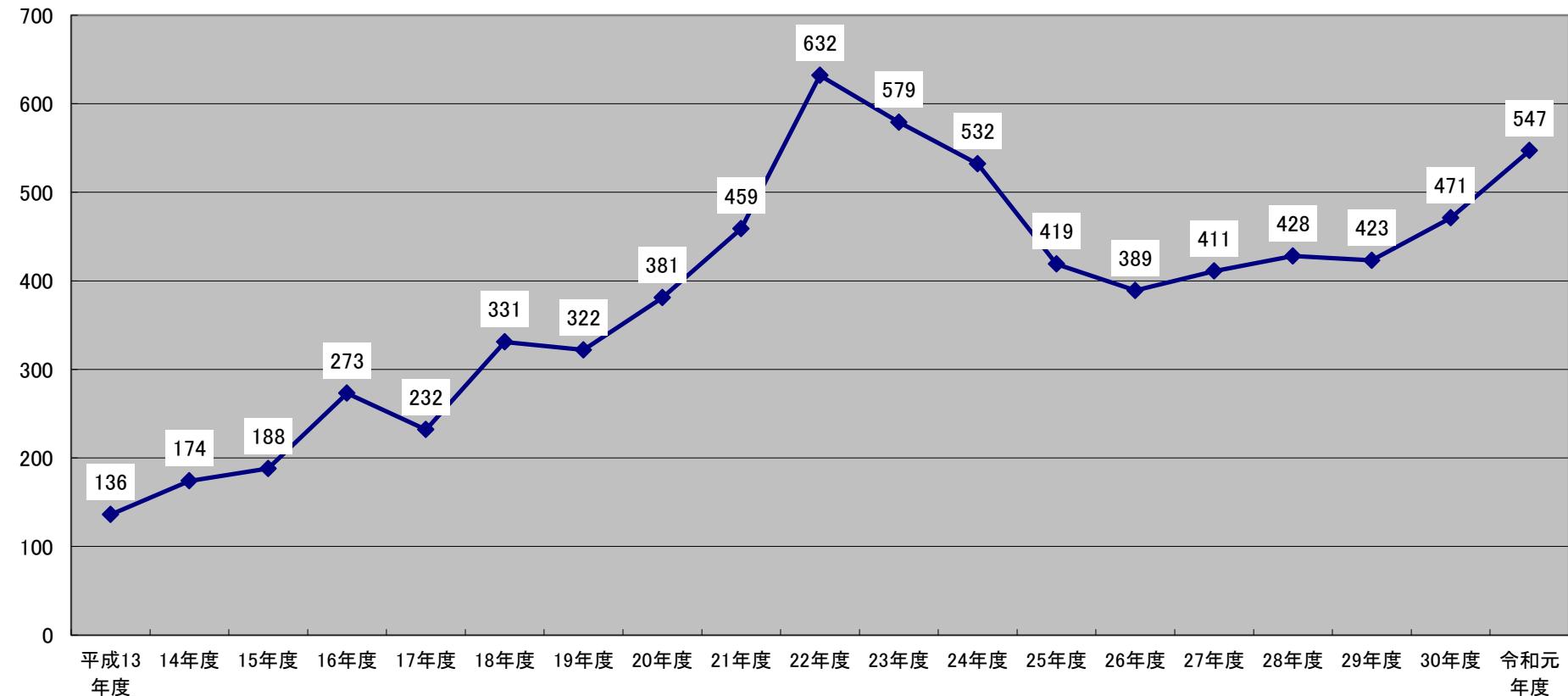
被害を受けた女性の3割以上、男性の約4割はどこにも相談していない。



資料：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（令和2年調査）による。

女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)におけるDVに関する相談件数の推移 (高知県)

本県の女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)に寄せられたDVに関する相談件数は、平成22年度までは増加傾向にあり、632件にものぼった。その後は減少傾向にあったが、平成30年から増加傾向にある。

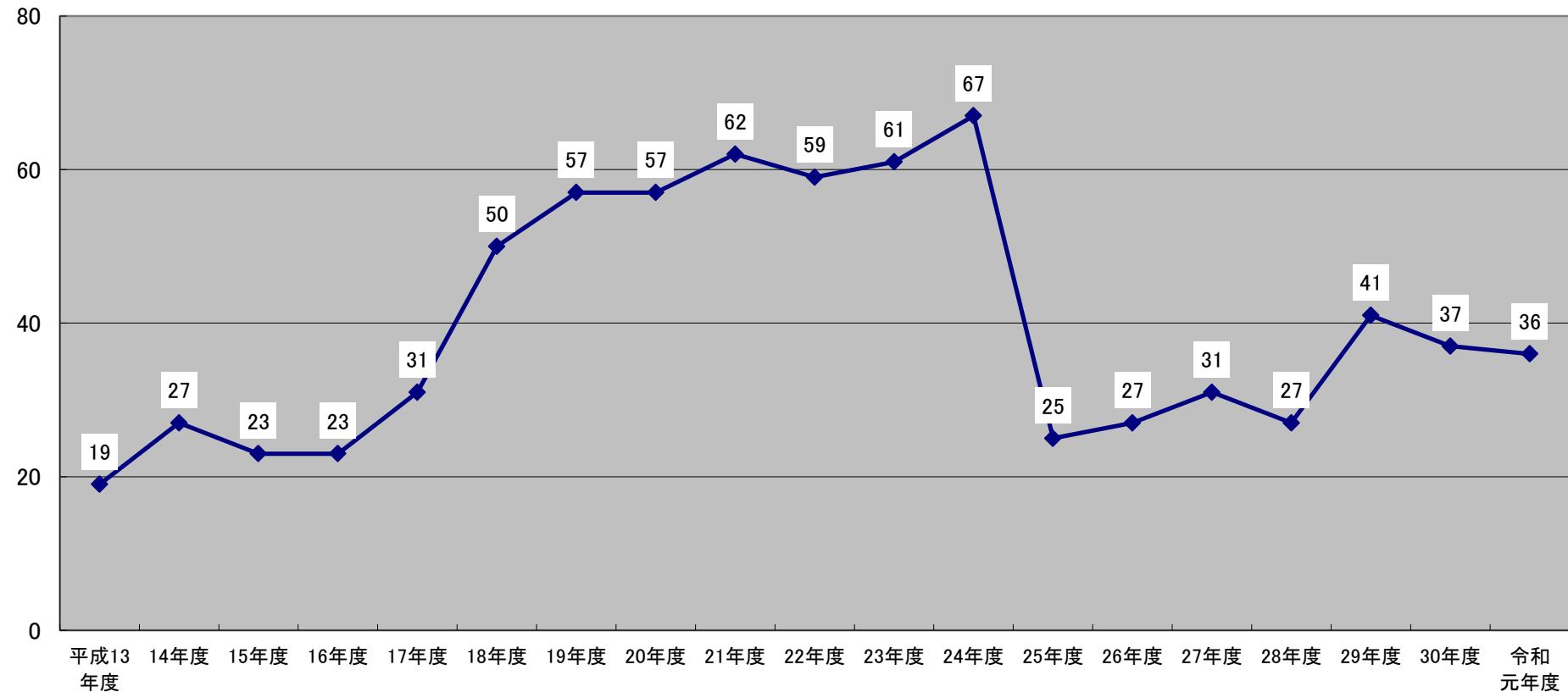


資料:高知県女性相談支援センター資料による。

※平成27年度より、同居の交際相手からの暴力に関する相談も含めた件数を計上することとしたため一部修正した。

女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)における DVを原因とする一時保護件数の推移(高知県)

(件) 女性相談支援センターにおけるDVを原因とする一時保護の件数は、平成25年度に急激な減少を見せたが、その後は微増傾向にある。

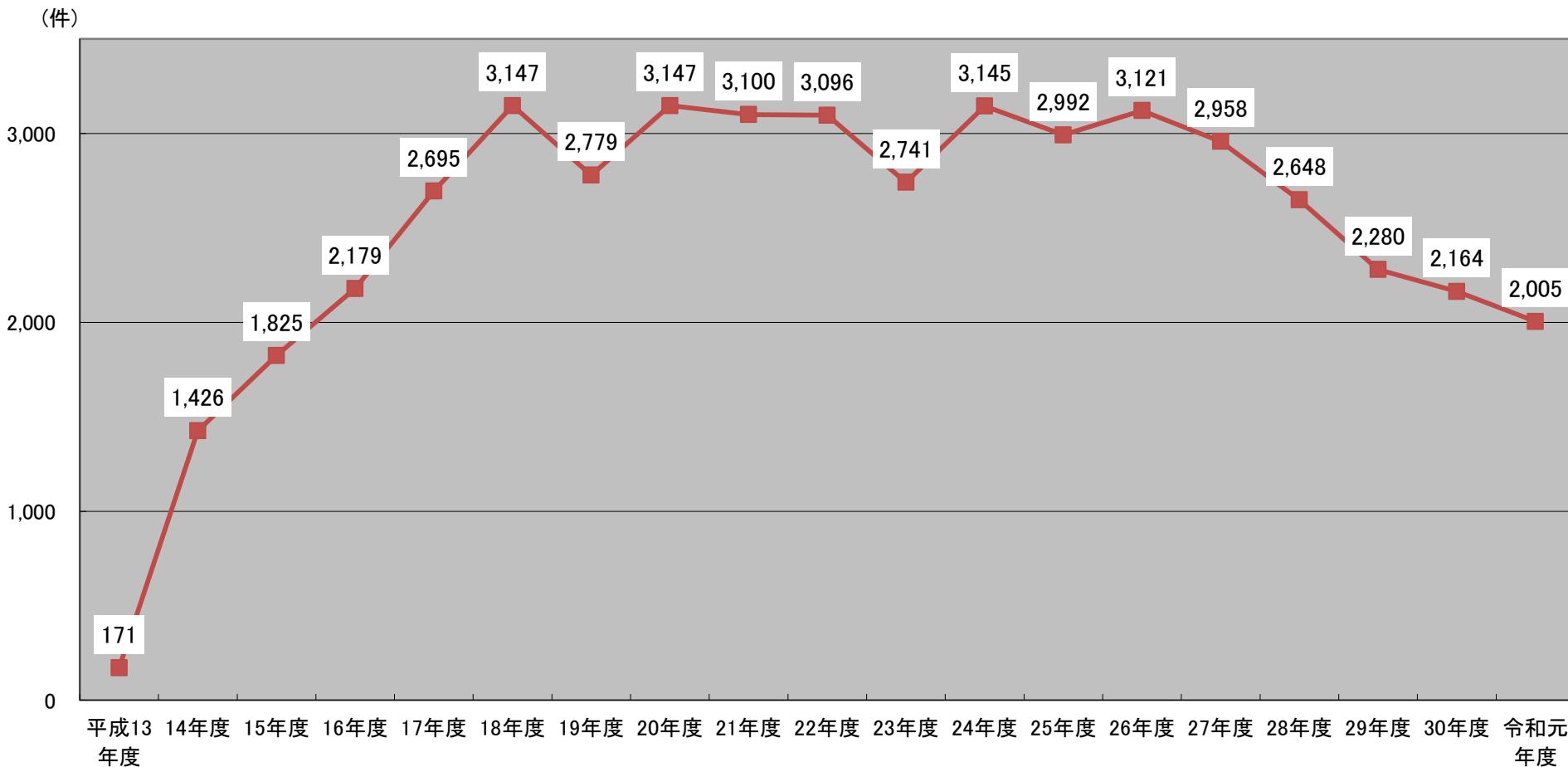


資料:高知県女性相談支援センター資料による。

※平成27年度より、同居の交際相手からの暴力に関する相談も含めた件数を計上することとしたため一部修正した。

裁判所におけるDVに関する保護命令事件の受理件数の推移(全国)

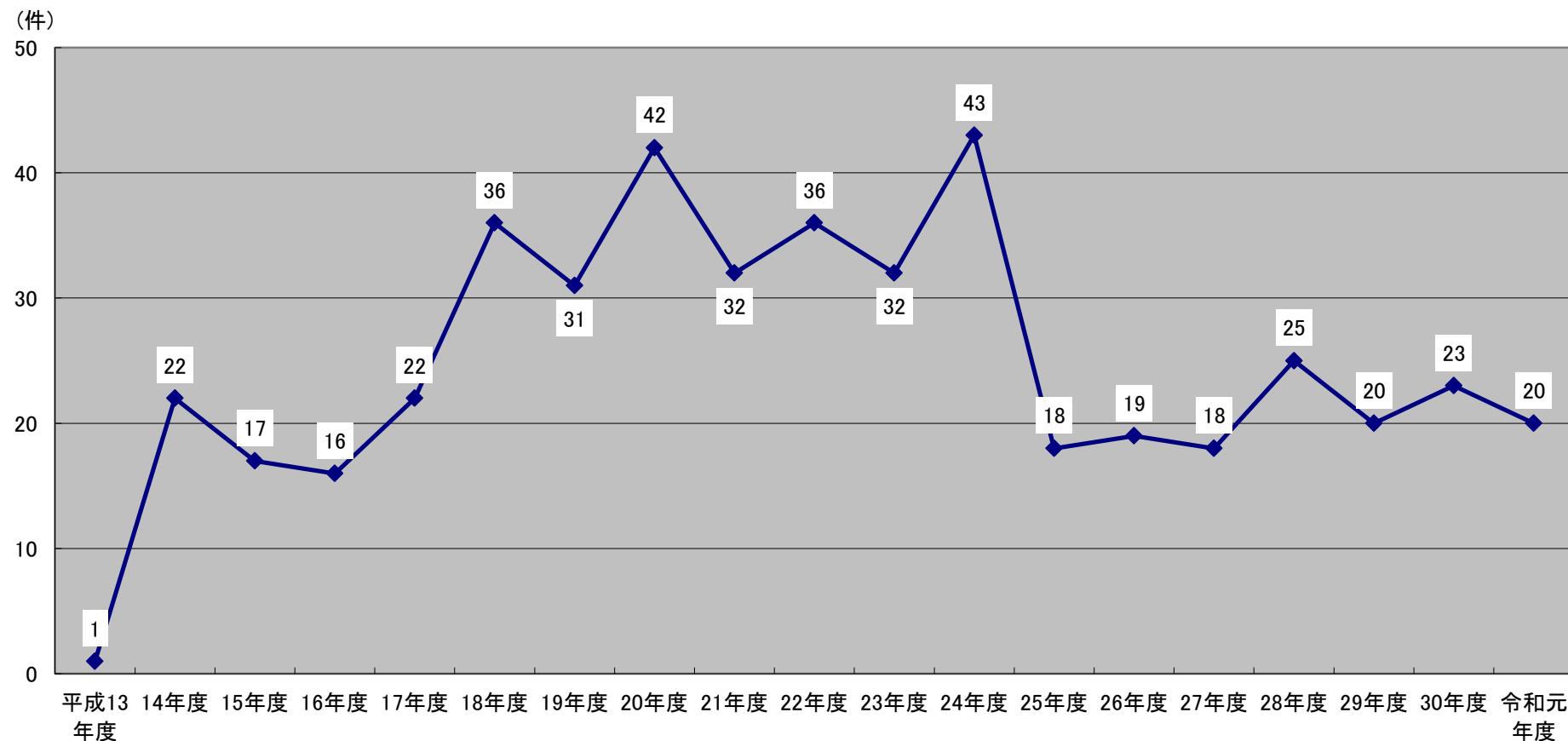
全国の裁判所におけるDVに関する保護命令事件を新たに受理した件数の総数は、平成26年度以降緩やかに減少を続けている。



資料:最高裁判所資料による。

裁判所におけるDVに関する保護命令事件の受理件数の推移(高知県)

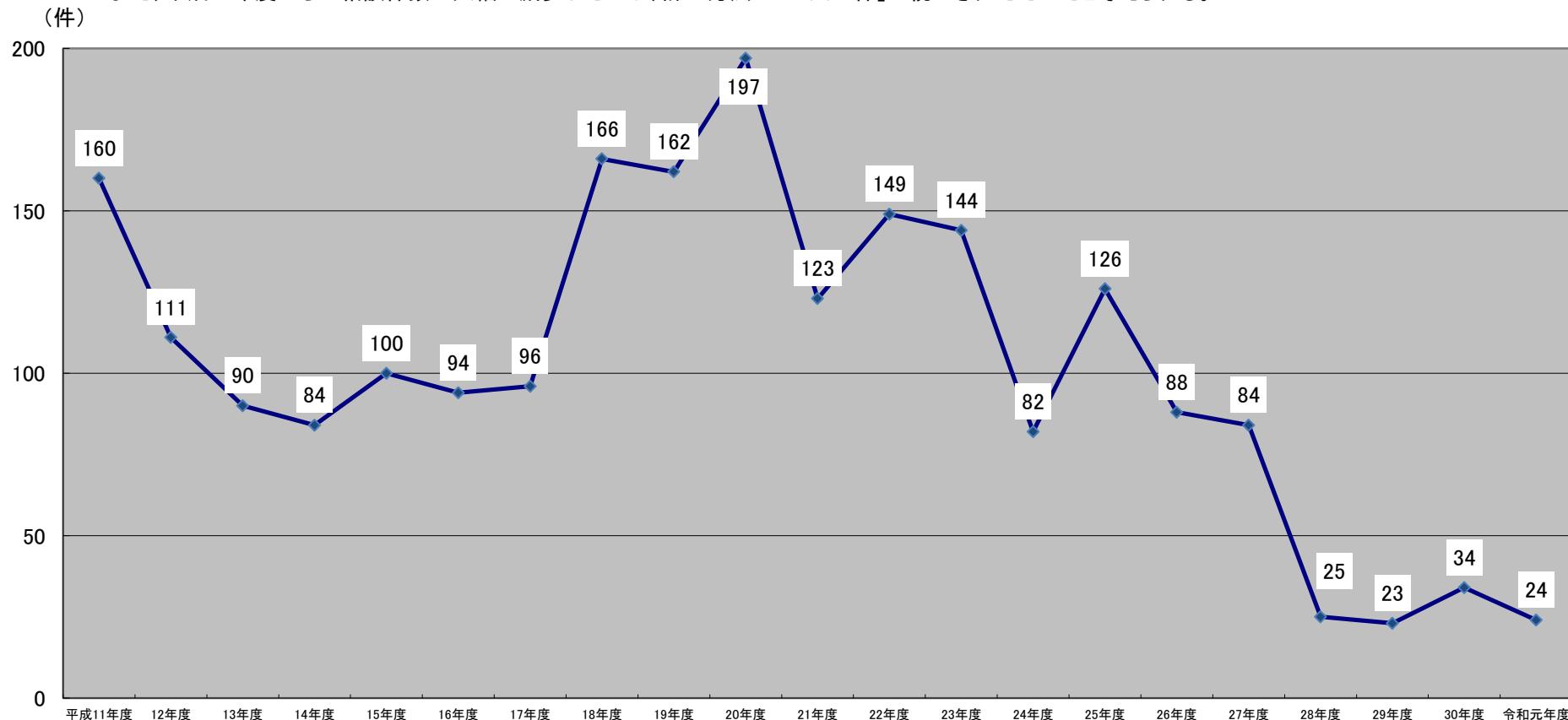
高知地方裁判所においてDVに関する保護命令事件を新たに受理した件数は、平成18年度以降増減を繰り返して平成24年度は過去最多件数となったが、平成25年度に急激に減少してから、ほぼ横ばいの数値で推移している。



資料：最高裁判所資料による。

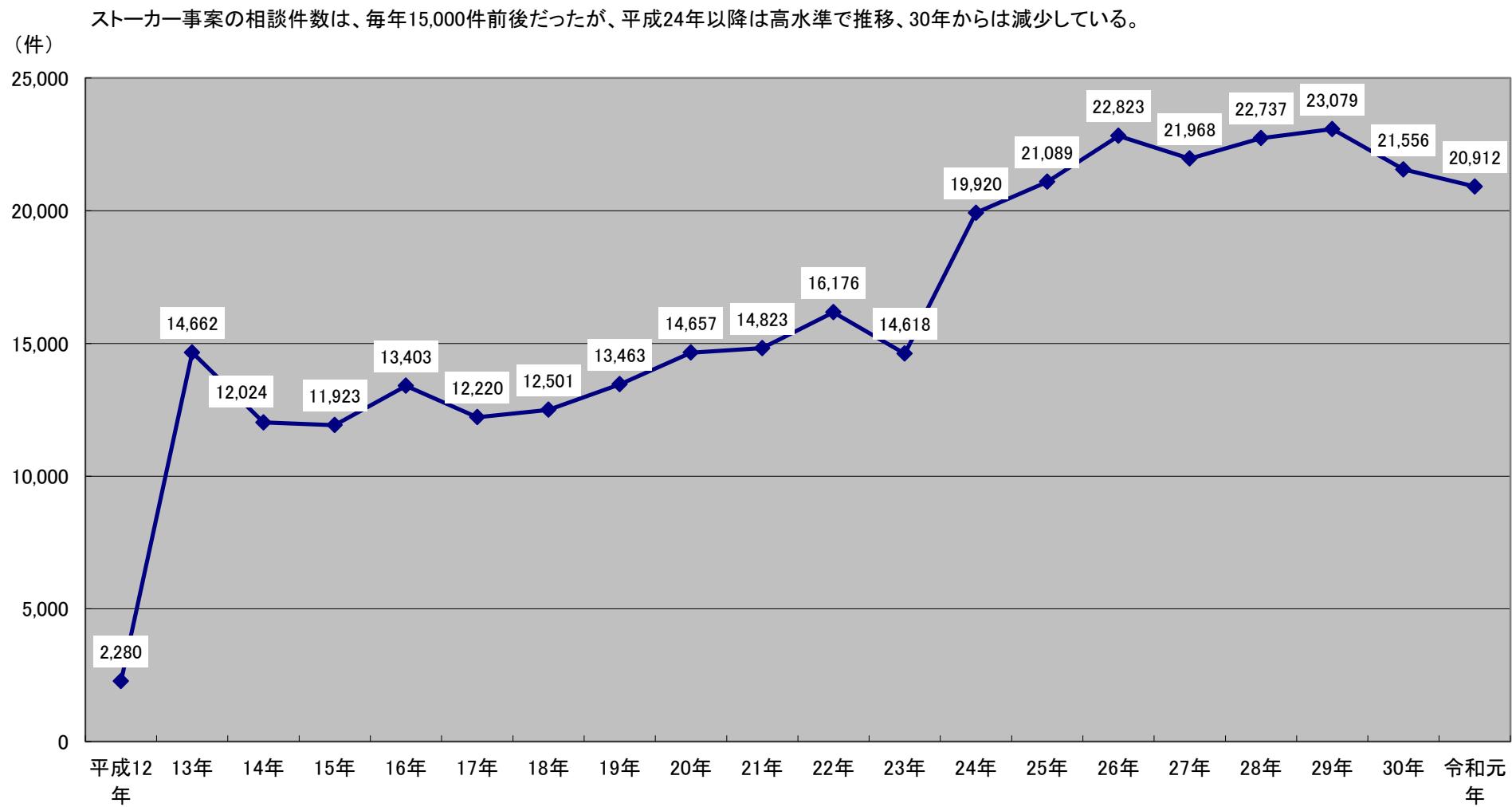
高知労働局雇用均等室におけるセクハラに関する相談件数の推移(高知県)

平成28年度以降の数値は、高知労働局雇用均等室から雇用環境・均等室に機構改革し、数値の取り方が変わったため比較ができなくなった。
また、平成28年度からの相談件数が大幅に減少したのは、計上方法が「一人一件」に統一されたためと考えられる。



資料:高知労働局雇用均等室(平成28年度より雇用環境・均等室)資料による。

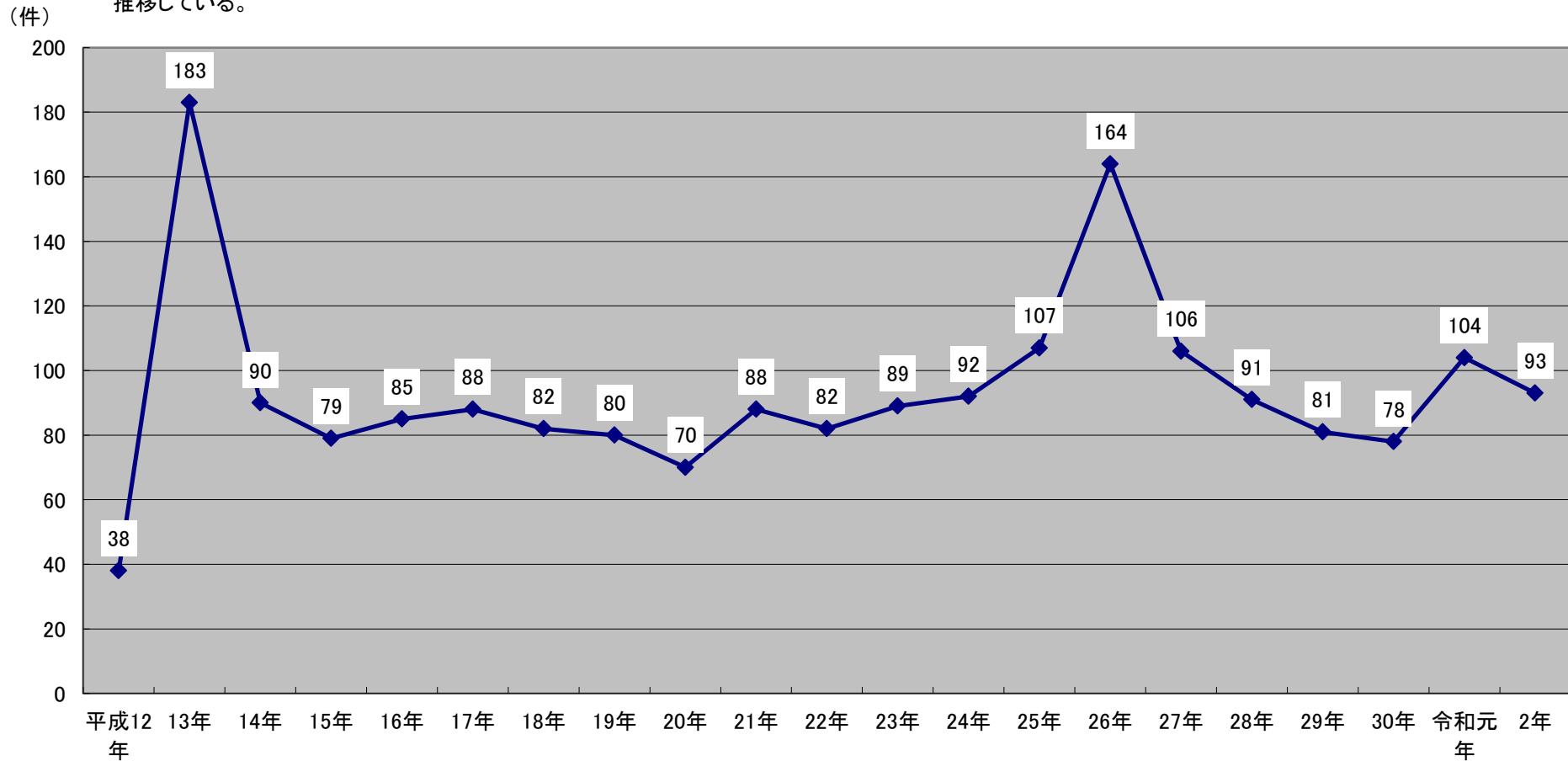
ストーカー事案の相談等状況の推移(全国)



資料：警察庁資料による。執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。
平成12年は、ストーカー規制法の施行日(11月24日)以降の件数。

ストーカー規制法違反事案の認知件数の推移(高知県)

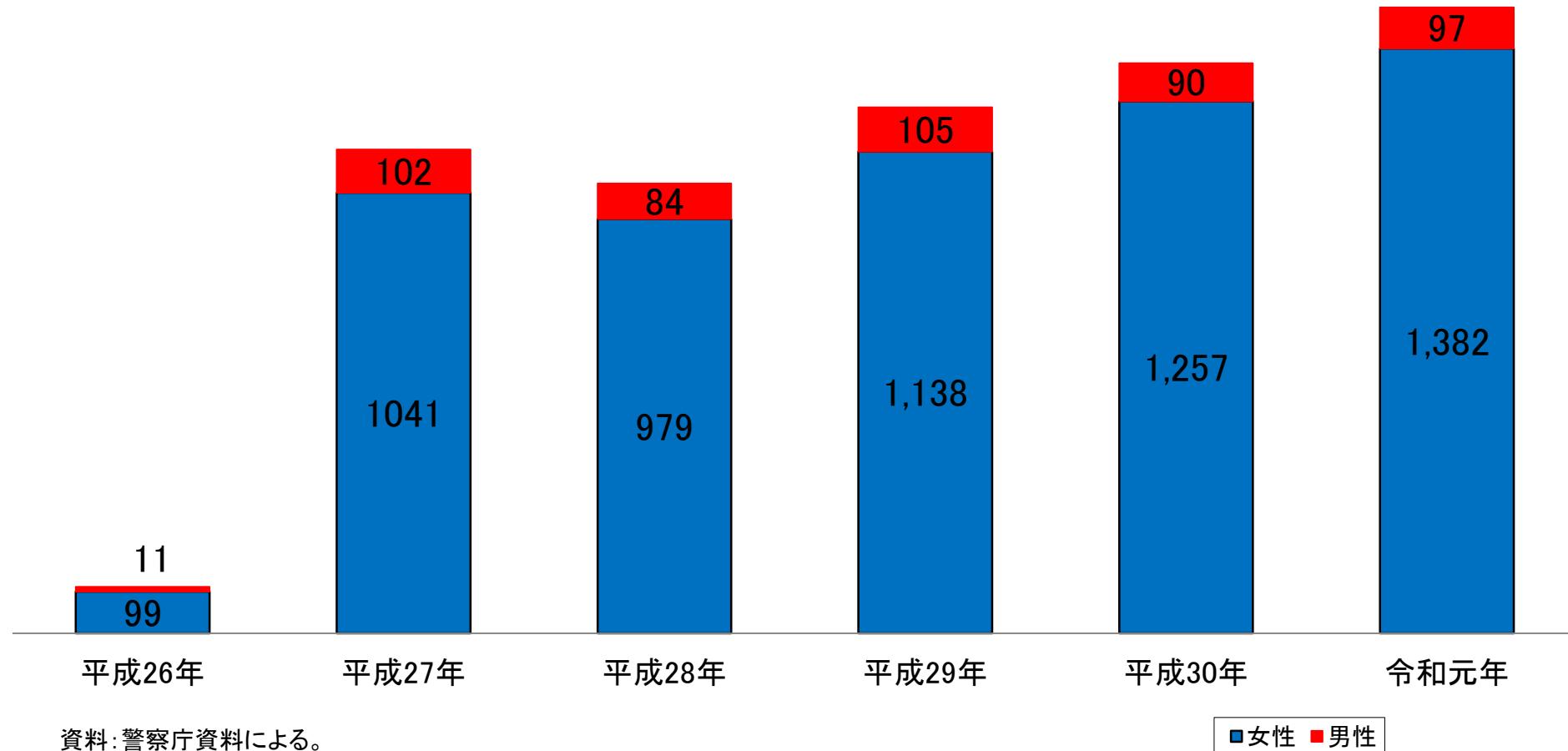
ストーカー規制法が施行された翌年の平成13年は183件にのぼった。その後は毎年70~90件前後で推移。26年に再び急増した後は、100件前後で推移している。



資料:高知県少年女性安全対策課資料による。平成12年は、ストーカー規制法の施行日(11月24日)以降の件数。

私事性的画像被害防止法に係る相談等の件数の推移(全国)

私事性的画像被害防止法に係る相談件数は平成28年に減少したものの増え続けている。また、その9割以上が女性からのものである。

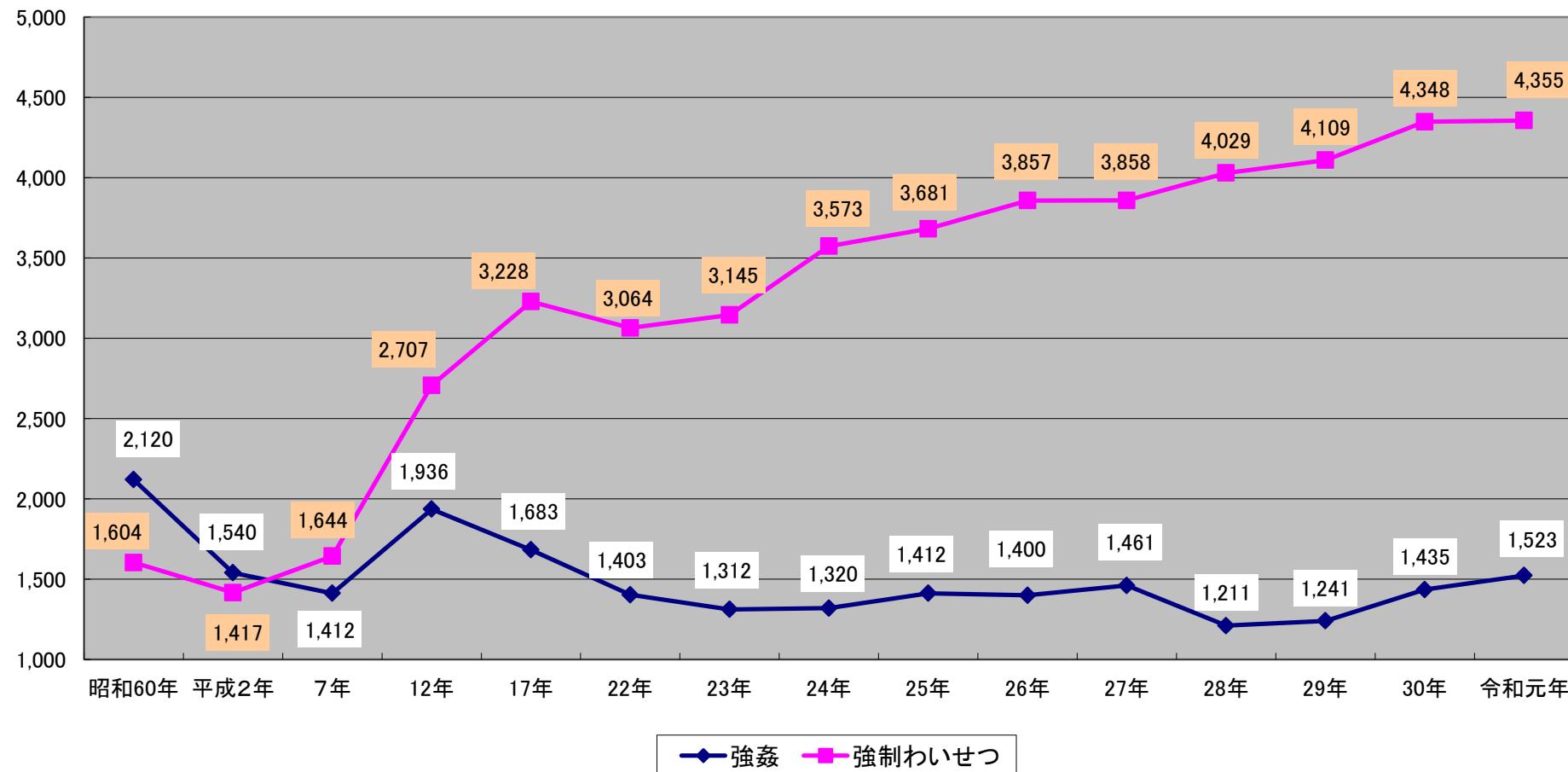


資料:警察庁資料による。

注)平成26年は、私事性的画像被害防止法の施行日(11月27日)以降の件数。

強姦・強制わいせつの受理件数(全国)

強制わいせつの受理件数は、平成17年以降3,000件前後で推移してきたが、24年以降増加し続けている。強姦の受理件数は、平成28年に減少していたが、平成29年からは増加し続けている。



資料:法務省「検察統計調査」による。